個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

（対照表）※改正箇所の項目番号等は、改正前の該当箇所を指す。

改正箇所	改正前	改正後
【凡例】注）	注）なお、特に断りのない限り、本事務対応ガイドにおいて示す法令の条番号は、本事務対応ガイドの公表日（令和８年10月30日）時点の条番号を示すものとする。	注）なお、特に断りのない限り、本事務対応ガイドにおいて示す法令の条番号は、本事務対応ガイドの公表日（令和８年11月２日）時点の条番号を示すものとする。
【改正等履歴】	（記載なし）	令和８年11月　法律及び政令改正に係る改正内容（令和８年11月２日施行に係るもの）を反映したほか所要の修正を行った。
3-1-1(1) 法第２条（第８項）	(1)　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関 (2)　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第１項及び第２項に規定する機関（これらの機関のうち第４号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。） (3)　国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第３条第２項に規定する機関（第５号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。） (4)　内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第２項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第	(1)　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府及び防災庁を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関 (2)　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第１項及び第２項に規定する機関（これらの機関のうち第５号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。） (3)　防災庁（第６号の政令で定める施設等機関を除く。） (4)　国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第３条第２項に規定する機関（第７号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。） (5)　内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第２

	18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの (5)　国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの (6)　会計検査院	項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの (6)　防災庁設置法（令和8年法律第61号）第15条の施設等機関で、政令で定めるもの (7)　国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの (8)　会計検査院
3-1-1(1) 政令第3条	1　法第2条第8項第4号の政令で定める特別の機関は、警察庁とする。 2　法第2条第8項第5号の政令で定める特別の機関は、検察庁とする。	1　法第2条第8項第5号の政令で定める特別の機関は、警察庁とする。 2　法第2条第8項第7号の政令で定める特別の機関は、検察庁とする。
3-1-1(1)①	①　「法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関」（法第2条第8項第1号）	①　「法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府及び防災庁を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関」（法第2条第8項第1号）
3-1-1(1)① 表 注）	注）以上は令和8年10月30日時点において存続するもの	注）以上は令和8年11月2日時点において存続するもの
3-1-1(1)②	②　「内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち第4号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）」（法第2条第8項第2号）	②　「内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）」（法第2条第8項第2号）
3-1-1(1)③	（記載なし）	③　「防災庁（第6号の政令で定

		める施設等機関を除く。)」(法第2条第8項第3号)
3-1-1(1)④	③ 「国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関(第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)」(法第2条第8項第3号)	④ 「国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関(第7号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)」(法第2条第8項第4号)
3-1-1(1)⑤	④ 「内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法(昭和22年法律第70号)第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条(宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの」(法第2条第8項第4号及び政令第3条第1項)	⑤ 「内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法(昭和22年法律第70号)第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条(宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの」(法第2条第8項第5号及び政令第3条第1項)
3-1-1(1)⑥	(記載なし)	⑥ 「防災庁設置法(令和8年法律第61号)第15条の施設等機関で、政令で定めるもの」(法第2条第8項第6号) なお、防災庁からの独立性や組織の実態に照らし、現時点では、政令において、防災庁の施設等機関が独立して行政機関と定められてはいない
3-1-1(1)⑦	⑤ 「国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの」(法第2条第8項第5号及び政令第3条第2項)	⑦ 「国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの」(法第2条第8項第7号及び政令第3条第2項)
3-1-1(1)⑧	⑥ 「会計検査院」(法第2条第8項第6号)	⑧ 「会計検査院」(法第2条第8項第8号)
3-1-2	行政機関の長(第2条第8項第	行政機関の長(第2条第8項第

法第 63 条	4 号及び第 5 号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第 174 条において同じ。)、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。	5 号から第 7 号までの政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第 174 条において同じ。)、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。
3-1-2	行政機関の長等は、行政機関（3-1-1（1）（行政機関）を参照のこと。）の長（法第 2 条第 8 項第 4 号及び第 5 号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者)、地方公共団体の機関（3-1-1（3）（地方公共団体の機関）を参照のこと。)、独立行政法人等（法別表第 2 に掲げる法人を除く。3-1-1（2）（独立行政法人等）を参照のこと。）及び地方独立行政法人（3-1-1（4）（地方独立行政法人）を参照のこと。）をいい、法第 5 章が定める個人情報等の取扱いに関する義務の対象や開示等の実施を行う主体とされている。 なお、行政機関のうち、内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項の機関、内閣府設置法第 40 条及び第 56 条の特別の機関、国家行政組織法第 8 条の 2 の施設等機関及び同法第 8 条の 3 の特別の機関として政令	行政機関の長等は、行政機関（3-1-1（1）（行政機関）を参照のこと。）の長（法第 2 条第 8 項第 5 号から第 7 号までの政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者)、地方公共団体の機関（3-1-1（3）（地方公共団体の機関）を参照のこと。)、独立行政法人等（法別表第 2 に掲げる法人を除く。3-1-1（2）（独立行政法人等）を参照のこと。）及び地方独立行政法人（3-1-1（4）（地方独立行政法人）を参照のこと。）をいい、法第 5 章が定める個人情報等の取扱いに関する義務の対象や開示等の実施を行う主体とされている。 なお、行政機関のうち、内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項の機関、内閣府設置法第 40 条及び第 56 条の特別の機関、国家行政組織法第 8 条の 2 の施設等機関及び同法第 8 条の 3 の特別の機関として政令

	で定めるものについては、その機関ごとに政令で定める次の者を行政機関の長とすることとしている（法第2条第8項第4号及び第5号の政令で定める機関については3-1-1（1）（行政機関）を参照のこと。）。	で定めるものについては、その機関ごとに政令で定める次の者を行政機関の長とすることとしている（法第2条第8項第5号から第7号までの政令で定める機関については3-1-1（1）（行政機関）を参照のこと。）。
4-2-3-1 法第63条	行政機関の長（第2条第8項第4号及び第5号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第174条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。	行政機関の長（第2条第8項第5号から第7号までの政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第174条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。
4-5-2(1)	「本人の同意」は、必ずしも書面によることを要しない。 保有個人情報が利用目的以外の目的のために利用、又は提供されることについて本人が同意したことによって生ずる結果について、当該本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人であり判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。 なお、本人の同意があるときや本人に提供するときであっても、当該本人や第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは利用目的以外の目的のために利用	ここでいう「本人の同意」とは、本人に係る保有個人情報が、行政機関等によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいうが、当該意思表示は必ずしも書面によることを要しない。 また、「本人の同意」を得るとは、以上の承諾する旨の本人の意思表示を当該行政機関の長等が認識することをいい、個人情報の性質及び保有状況等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。 保有個人情報が利用目的以外の

	し、及び提供することはできない。例えば、本人の同意があったとしても、その同意が強制されたものである場合などは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものと考えられ、本項ただし書に該当する。	目的のために利用、又は提供されることについて本人が同意したことによって生ずる結果について、当該本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人であり判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。 なお、本人の同意があるときや本人に提供するときであっても、当該本人や第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは利用目的以外の目的のために利用し、及び提供することはできない。例えば、本人の同意があったとしても、その同意が強制されたものである場合などは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものと考えられ、本項ただし書に該当する。
6-1-1	国民のみならず外国人も含む全ての自然人は、自己を本人とする保有個人情報の開示請求を行うことができる（法第 76 条第 1 項。ガイドライン 7-1-1（開示請求の主体）及び 7-1-2（開示請求の対象となる保有個人情報）を参照のこと。）。また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）による請求も認められている（法第 76 条第 2 項。ガイドライン 7-1-1（開示請求の主体）を参照のこと。）。	国民のみならず外国人も含む全ての自然人は、自己を本人とする保有個人情報の開示請求を行うことができる（法第 76 条第 1 項。ガイドライン 7-1-1（開示請求の主体）及び 7-1-2（開示請求の対象となる保有個人情報）を参照のこと。）。また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）による請求も認められている（法第 76 条第 2 項。ガイドライン 7-1-1（開示請求の主体）を参照のこと。）。<u>なお、法定代理人又は任意代理人から委任された復代理人による請求</u>

		も可能である。ただし、任意代理人は、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができないことに留意する必要がある。
8-2 政令第 32 条	政令第 32 条 1　行政機関の長（第 18 条に規定する者を除く。）は、法第 5 章第 2 節から第 5 節まで（法第 74 条及び同章第 4 節第 4 款を除く。）に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを、内閣総務官、内閣感染症危機管理監、国家安全保障局長、国家情報局長、内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣サイバー官若しくは内閣人事局長若しくは人事政策統括官、内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 17 条若しくは第 53 条の官房、局若しくは部の長、同法第 17 条第 1 項若しくは第 62 条第 1 項若しくは第 2 項の職、同法第 18 条の重要政策に関する会議の長、同法第 37 条若しくは第 54 条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第 39 条若しくは第 55 条の施設等機関の長、同法第 40 条若しくは第 56 条（宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）の特別の機関若しくはその事務局の長、内閣府設置法第 43 条若しくは第 57 条（宮内庁法第 18 条	政令第 32 条 1　行政機関の長（第 18 条に規定する者を除く。）は、法第 5 章第 2 節から第 5 節まで（法第 74 条及び同章第 4 節第 4 款を除く。）に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを、内閣総務官、内閣感染症危機管理監、国家安全保障局長、国家情報局長、内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣サイバー官若しくは内閣人事局長若しくは人事政策統括官、内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 17 条若しくは第 53 条の官房、局若しくは部の長、同法第 17 条第 1 項若しくは第 62 条第 1 項若しくは第 2 項の職、同法第 18 条の重要政策に関する会議の長、同法第 37 条若しくは第 54 条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第 39 条若しくは第 55 条の施設等機関の長、同法第 40 条若しくは第 56 条（宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）の特別の機関若しくはその事務局の長、内閣府設置法第 43 条若しくは第 57 条（宮内庁法第 18 条

	第1項において準用する場合を含む。）の地方支分部局の長、内閣府設置法第52条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局若しくはその官房、局、部若しくは地方事務所若しくはその支所の長、宮内庁法第3条の長官官房、侍従職等若しくは部の長、同法第14条第1項の職、同法第16条第1項の機関若しくはその事務局の長、同条第2項の機関の長若しくは同法第17条の地方支分部局の長、デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）第13条第1項の職又は国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第7条の官房、局若しくは部の長、同条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局の長、同法第8条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第8条の2の施設等機関の長、同法第8条の3の特別の機関若しくはその事務局の長、同法第9条の地方支分部局の長若しくは同法第20条第1項若しくは第2項の職に委任することができる。	第1項において準用する場合を含む。）の地方支分部局の長、内閣府設置法第52条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局若しくはその官房、局、部若しくは地方事務所若しくはその支所の長、宮内庁法第3条の長官官房、侍従職等若しくは部の長、同法第14条第1項の職、同法第16条第1項の機関若しくはその事務局の長、同条第2項の機関の長若しくは同法第17条の地方支分部局の長、デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）第13条第1項の職、防災庁設置法（令和8年法律第61号）第13条第1項の職若しくは同法第14条の中央防災会議の長又は国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第7条の官房、局若しくは部の長、同条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局の長、同法第8条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第8条の2の施設等機関の長、同法第8条の3の特別の機関若しくはその事務局の長、同法第9条の地方支分部局の長若しくは同法第20条第1項若しくは第2項の職に委任することができる。